

建築物石綿含有建材調査者 講習(一般)のご案内

福井労働局長登録教習機関 登録番号:第96号

登録有効期間満了日: 令和8年10月4日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

石綿障害予防規則の改正により、令和5年10月以降の建築物等の解体・改修に際しては「厚生労働大臣が定める知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者講習を修了し、かつ、修了考査試験に合格した者）」により事前調査が義務付けられることとなりました。

つきましては、標記講習を下記のとおり開催することとしましたので、ご案内いたします。

受講資格	(1) 労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者
	(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
	(3) 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、(4)において同じ。）建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
	(4) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）
	(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者
	(6) 建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
	(7) 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者
	(8) 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
	(9) 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者
	(10) 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
	(11) 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
	(12) (2)から(11)までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者（作業環境測定士（作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。）であって、建築物石綿含有建材調査者に関して5年以上の実務の経験を有する者が含まれる）
日 時	令和6年 2月20日（火）、21日（水）
場 所	福井地区建設業会館 3階 福井市城東4丁目12-21
定 員	40名 定員になり次第募集を締め切ります。

講習科目 及び 時間数	講習科目		講習時間				
	1 日目		オリエンテーション	8:50~9:00			
科目1		建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	9:00~10:00	1時間 ※上記(1)免除			
科目2		建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	10:10~11:10	1時間			
科目3		石綿含有建材の建築図面調査	11:20~12:20	4時間			
			13:20~16:30				
2 日目			オリエンテーション	8:50~9:00			
		科目4	現場調査の実際と留意点	9:00~12:10	4時間		
				13:10~14:10			
	科目5	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	14:20~15:20	1時間			
	修了考査	15:30~17:00	1.5時間				
受講料及び テキスト代 (消費税10% 対象)		受講料	内消費税	テキスト代	内消費税	合計	内消費税
	全科目受講	40,590円	3,690円	4,664円	424円	45,254円	4,114円
	科目1免除者 (石綿作業主 任者技能講習 修了者)	38,610円	3,510円	4,664円	424円	43,274円	3,934円
使用テキスト：建築物石綿含有建材調査者講習テキスト（建設業労働災害防止協会）							
受講 手続き	<p>受講申込書に受講料及びテキスト代を添えてお申し込みください。 (添付書類を添えてください) 建災防福井県支部 福井市城東4丁目12-21 福井地区建設業会内 【適格請求書発行事業者登録番号 T5-0104-0500-1851】 TEL0776-24-1197 / FAX0776-21-8094 ※各分会での受付はしていません</p>						
修了証等の 交付	<p>講習修了後に修了考査(筆記試験)を行い、後日、合格者には「修了証明書」を、不合格者には「受講証明書」を交付します。 不合格の場合には、講義修了年度の翌々年度まで再受験が可能です。詳細は交付した「受講証明書」をご確認いただき、再試験の手続きをしてください</p>						
その他	<ol style="list-style-type: none"> 記入していただいた氏名、生年月日等はこの講習の事業以外では一切使用いたしません。 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。 ※旧姓及び通称名を希望される場合には、戸籍謄本の他、旧姓を併記した住民票、運転免許証等の提出をお願い致します 受講申込時に納入された受講料・テキスト代等は一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時まで1回のみ認めます。事前に連絡の上、申込書を提出してください。 受講資格に該当する卒業証書・卒業証明書・技能講習修了証等については、受講申し込みの際に原本提示及びその写しを提出してください。但し、受講申込みの際に原本の提示ができない場合には講習日初日に必ず提示ください。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証明書の交付ができません。 この講習会はCPDSの学習履歴申請を主催者が行います。技術者証の写しを申込時に提出してください。【全科目】14ユニット/【免除あり】12ユニット <p>講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いします。</p>						

玉掛け技能講習受講のご案内

CPDS 認定講習・12ユニット【全科目】

10ユニット【一部免除】

この講習会は CPDS の学習履歴申請を主催者が行います。
技術者証の写しを申込時に提出してください。

福井労働局長登録教習機関 第 14 号

登録有効期間満了日：令和 6 年 3 月 30 日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東 4 丁目 12-21(福井地区建設業会内)

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】http://www.kensaibou-291.jp

1、就業することができる業務内容	制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務			
2、講習日時及び会場	学 科	令和 6 年 2 月 27 日 (火) 9:00~17:10 2 月 28 日 (水) 9:00~16:10	福井地区建設業会館 福井市城東4-12-21	
	実 技	第1組 3 月 5 日 (火) 8:30~17:00 第2組 3 月 6 日 (水) 8:30~17:00 ※申込者数により5日のみの場合があります。	福井県林業総合センター 合島町土場 福井市合島町 3-1	
3、受講対象者	満18歳以上の方			
4、講習科目	区分	講 習 内 容	講 習 時 間	
			免除(無) 免除(有)	
	学 科	① クレーン等に関する知識	1 時間	1 時間
		② クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	3 時間	—
		③ クレーン等の玉掛けの方法	7 時間	7 時間
④ 関係法令		1 時間	1 時間	
実 技	① クレーン等の玉掛け	6 時間	6 時間	
	② クレーン等の運転のための合図	1 時間	* 1 時間	
* 合図については、講習中の合図を統一させるため受講していただきます。				
5、受講料等 (消費税 10% 対象)	受講料(内消費税)	テキスト代(内消費税)	合 計(内消費税)	
全科目	24,475 円 (2,225 円)	1,470 円 (133 円)	25,945 円 (2,358 円)	
免除あり	21,175 円 (1,925 円)	1,470 円 (133 円)	22,645 円 (2,058 円)	
6、定 員	40名(定員になり次第受付を締め切ります。)			
7、受講手続き	所定の申込書に証明写真(3.5cm×2.5cm)を貼付の上、受講料を添えて建設業労働災害防止協会各分会へ提出してください。 受付時に交付する受講証は講習日ごとに会場受付に提示してください。			
8、科目の免除 (詳しくは受付窓口 でお尋ねください)	1 クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許等を受けた者 2 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	学 科 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 実 技 クレーン等の運転のための合図		
9、修了証の交付	所定の科目を受講し、学科及び実技修了試験に合格したものに対し、玉掛け技能講習修了証を交付します。実技時印鑑を持参してください。			

- * 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。
- * 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の 17 時までまでに 1 回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。
- * 科目免除に係る免許証・技能講習修了証については、受講申込の際に原本の提示及びその写しを提出して下さい。但し、受講申込の際に原本の提示が出来ない場合には講習日初日に必ず提示下さい。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証の交付が出来ません。
- * 外国籍の方は、旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを添付してください。
- * 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いします。

お申込み・問い合わせは最寄りの建災防各分会まで【適格請求書発行事業者登録番号 T5-0104-0500-1851】

高志分会	〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内	TEL 0776-21-8094	FAX 0776-21-8094
南越分会	〒915-0831 越前市日野美 1-2-13 丹南建設開発機構内	TEL 0778-42-8870	FAX 0778-42-8871
鯖江越前分会	〒916-0023 鯖江市西山町 11-7 鯖江建設業会内	TEL 0778-51-4683	FAX 0778-51-7088
嶺南分会	〒914-0052 敦賀市清水町 2-15-17	TEL 0770-22-0347	FAX 0770-22-0347
奥越分会	〒912-0031 大野市月美町 14-21(一社)大野建設業会内	TEL 0779-66-3125	FAX 0779-65-5678